

長野労働局発表(29-15)

平成 29 年 6 月 28 日

長野労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 森 孝 行

室長補佐 天 野 由紀子

労働紛争調整官 西尾 裕一朗

電 話 026-223-0551

『平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況』

担

~「いじめ・嫌がらせ」の相談が過去最多~

『平成28年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法施行状況』 ~「セクシュアルハラスメント」の相談が最多・「介護」に関する相談が大幅に増加~

長野労働局(局長 石田 茂雄)は、このたび、「平成 28 年度個別労働紛争解決制度施行状況」及び「平成 28 年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法施行状況」をまとめましたので、公表します。

1 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況(資料1)

【相談、助言・指導、あっせん件数】

(1) 総合労働相談件数 : 17.644件(対前年度比7.2%増)

うち民事上の個別労働紛争相談件数 : 6,317件(同 9.9%増)

(2) 助言・指導申出件数 : 109件(同 7.9%增)

(3) あっせん申請受理件数 : 137件(同 3.8%増)

<ポイント>

- 1 雇用形態及び職場の人間関係の変化や現在の経済・雇用情勢等を反映し、県内 の総合労働相談コーナー(労働局及び9労働基準監督署内に設置)などに寄せられ た総合労働相談の件数は、前年度より7%増加し、高止まり(第1図)
- 2 民事上の個別労働紛争相談件数は、6,317件で過去最多、相談内容別では「いじめ・嫌がらせ」がトップ、しかも過去最多(第1・2・3図)
- 3 「民事上の個別労働紛争相談件数」のほか「助言・指導申出件数」「あっせん申 請受理件数」でも、「いじめ・嫌がらせ」がトップ(第3・5・8図)
- 4 あっせん申請受理件数は、昨年度に比べ 3.8%増加(第4図)
- 5 助言・指導は全件1か月以内に、あっせんは2か月以内に 97.7%が手続きを終了しており、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴を活かした処理(第7・10図)

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(概要は別添1)」に基づく、平成28年度の個別労働紛争解決制度の施行状況(概要)は別添2、助言指導・あっせんの事例は別添3のとおり。

2 平成28年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法施行状況(資料2)

【男女雇用機会均等法施行状況】

(1)相談件数(※) : 300件

(2)労働局長による紛争解決援助申立受理件数: 6件(対前年度比 増減 1)

(3)制度是正指導 : 260件(同 85件增)

(4) ポジティブ・アクションの取組促進 : 168件 (同 6件増)

※相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

<ポイント>

- 1 「セクシュアルハラスメント」の相談が依然として最多、167件(図1-1・表 1-1)
- 2 「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント」の相談が91件(図 1-1・表1-1)
- 3 「母性健康管理」に関する制度是正指導が135件と最多、次いで「セクシュアルハラスメント」に関する制度是正指導が110件(表1-3)
- 4 「女性の採用拡大」に関するポジティブ・アクションの取組を促す助言が 71 件 と最多 (表 1 - 4)

【育児・介護休業法施行状況】

(1)相談件数(※) : 973件

(2)労働局長による紛争解決援助申立受理件数: 7件(対前年度比 3件増)

(3)制度是正指導 : 560件(同 202件減)

※相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

<ポイント>

- 1 「育児(休業以外)」に関する相談が556件と最多、次いで「介護(休業以外)」 に関する相談が513件(図2-1・表2-1)
- 2 「育児関係」では、「所定労働時間の短縮措置等(努力義務)」の制度是正指導が 106件と最多、「介護関係」では「休業制度」に関する制度是正指導が34件と最多 (表2-3)

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の事例は別添4のとおり。

平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況

資料1

1 相談受付状況

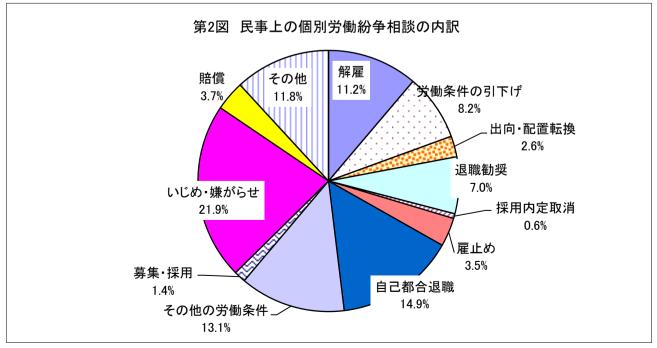
長野労働局及び県内の各労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」(10か所)などでは、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップサービスで対応しているが、平成28年度1年間に寄せられた相談は、17,644件であった。

このうち、労働関係法令上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが6,317件となっている。

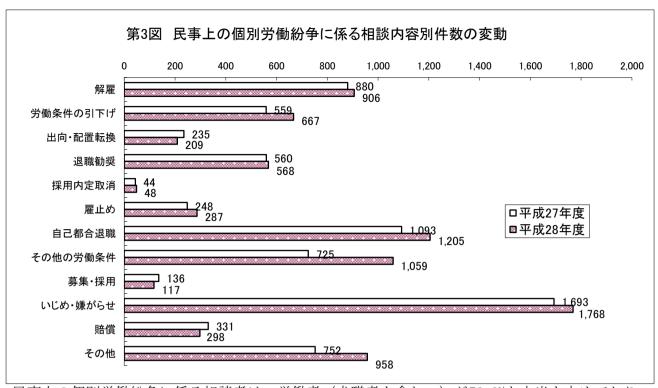
年度ごとの推移をみると、相談件数は高止まりしており、民事上の個別労働紛争に係る相談は、平成27年度に比べ約9.9%増加した。 【第1図】



民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、いじめ・嫌がらせに関するものが最も多く21.9%、自己都合退職に関するものが14.9%、解雇に関するものが11.2%と続いている。【第2図】また、平成27年度の件数と比較すると、自己都合退職が112件増加し、次いで労働条件引下げが108件、いじめ・嫌がらせが75件増加している。【第3図】



※ 上記円グラフの合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがあります。(以下、円グラフ同じ)

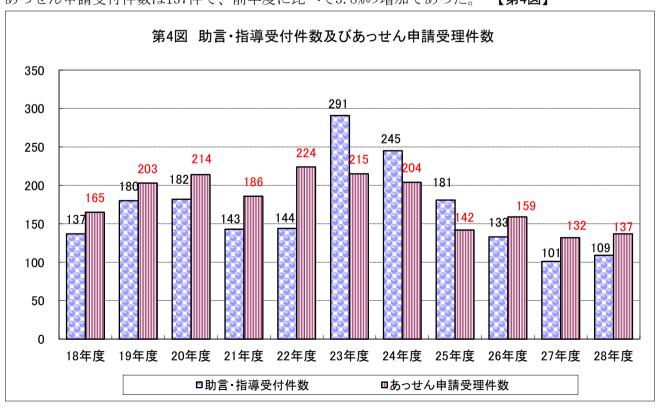


民事上の個別労働紛争に係る相談者は、労働者(求職者を含む。)が76.6%と大半を占めており、 使用者からの相談は12.0%となっている。

使用者からの相談は12.0%となっている。 労働者の就労状況は、正社員が30.8%と最も多く、短時間労働者が12.0%、有期雇用労働者が 9.6%、派遣労働者が3.4%となっている。

2 長野労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成28年度の助言・指導受付件数は109件で、前年度に比べて7.9%の増加であった。 あっせん申請受付件数は137件で、前年度に比べて3.8%の増加であった。 【第4図】



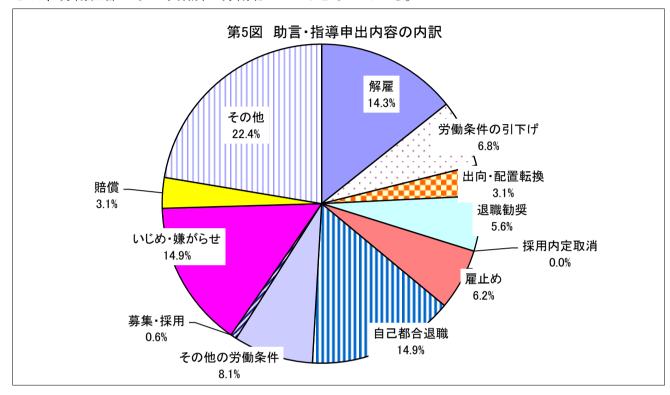
3 長野労働局長による助言・指導の主な内容

助言・指導の主な内容は、いじめ・嫌がらせと自己都合退職に関するものが各々14.9%と最も多くなっている。次いで、解雇に関するものが14.3%となっている。 【第5図】

労働者の就労状況は、正社員が52.3%と最も多く、短時間労働者が19.3%、有期雇用労働者が16.5%、派遣労働者が8.3%となっている。

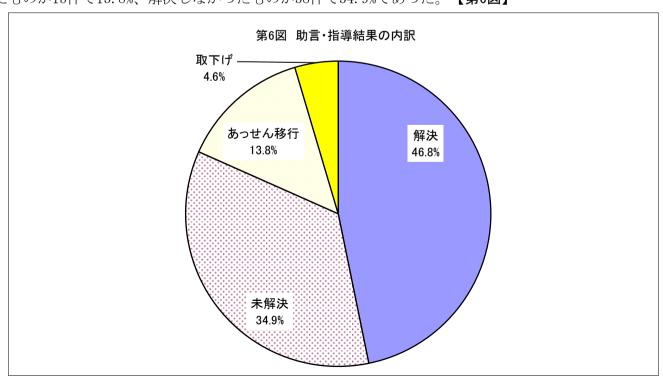
事業所の規模は、10~49人が33.0%と最も多く、次いで10人未満20.2%、100人~299人が12.8%、50~99人が11.9%、300人以上が6.4%となっている。

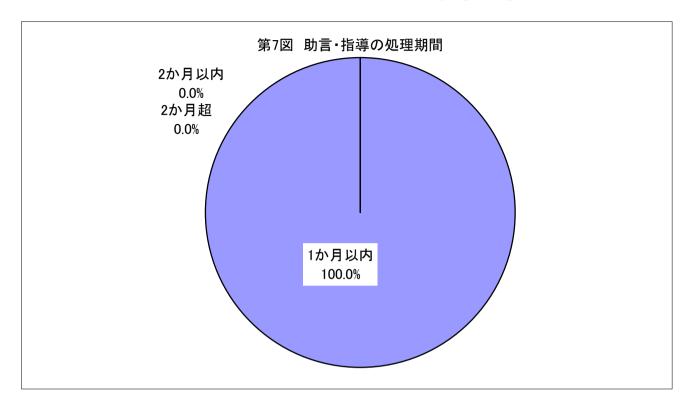
また、労働組合のない事業所の労働者が67.0%となっている。



申出を受け付けた事案の処理状況をみると、平成28年度1年間に手続きを終了したものは109件で、 うち、助言を行ったもの104件、取下げ5件である。

このうち、話し合い等が行われて解決したものが51件で終了した件数の46.8%、あっせんに移行したものが15件で13.8%、解決しなかったものが38件で34.9%であった。【第6図】





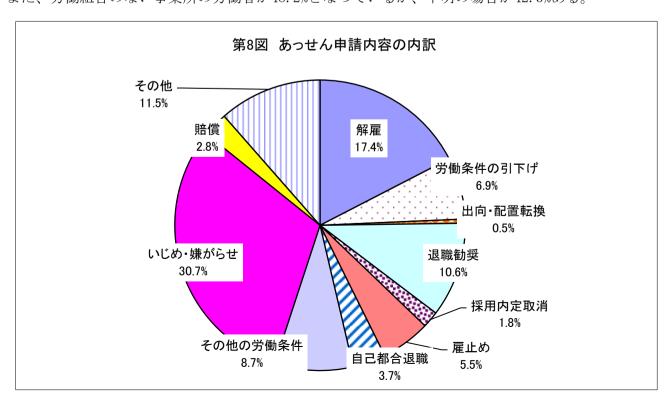
4 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、いじめ・嫌がらせに関するものが30.7%と最も多く、次いで、解雇に関するものが17.4%、退職勧奨が10.6%と続いている。 【第8図】

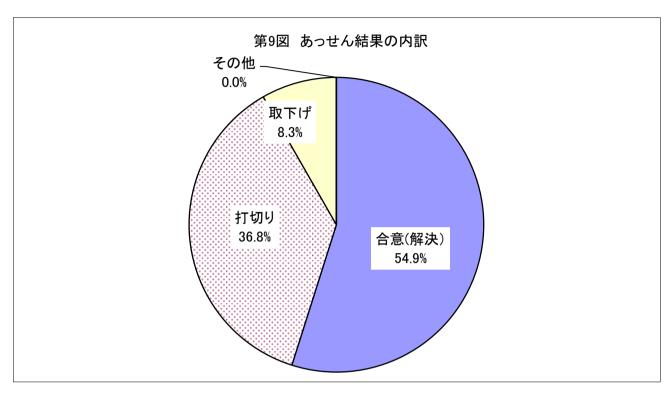
労働者の就労状況は、正社員が50.4%と最も多く、短時間労働者が27.7%、有期雇用労働者が13.9%、派遣労働者が1.5%となっている。

事業所の規模は、 $10\sim49$ 人が30.7%と最も多く、次いで $100\sim299$ 人が13.1%、10人未満が12.4%、 $50\sim99$ 人が10.9%、300人以上が7.3%となっている。

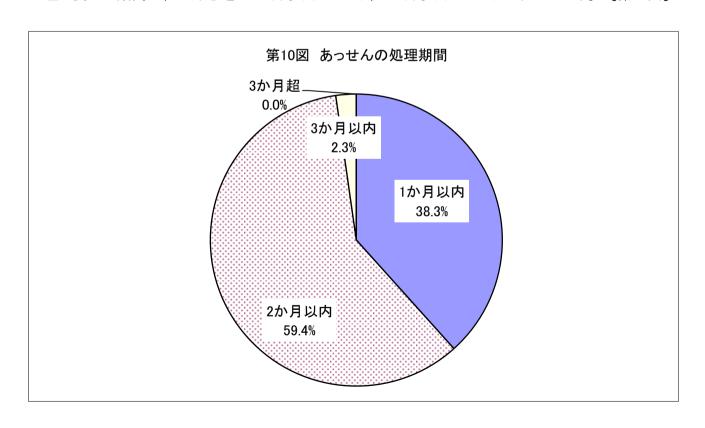
また、労働組合のない事業所の労働者が48.2%となっているが、不明の場合が42.3%ある。



申請を受け付けた事案の処理状況をみると、平成28年度1年間に手続きを終了したものは133件で、このうち、合意が成立したものは73件で54.9%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは11件で8.3%、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんを打ち切ったものは49件で36.8%となっている。【第9図】



処理に要した期間は、1か月を超え2か月以内が59.4%、1か月以内が38.3%となっている。【第10図】



【労働局長による助言・指導とは】

助言・指導とは、労働局長が紛争当事者間の個別労働紛争の原因となっている問題点を指摘し解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に話し合いを行うなど紛争を解決することを促すものです。

紛争当事者の双方又は一方が労働局長に助言・指導の実施の申出を行うことにより、助言・指導が行われます。

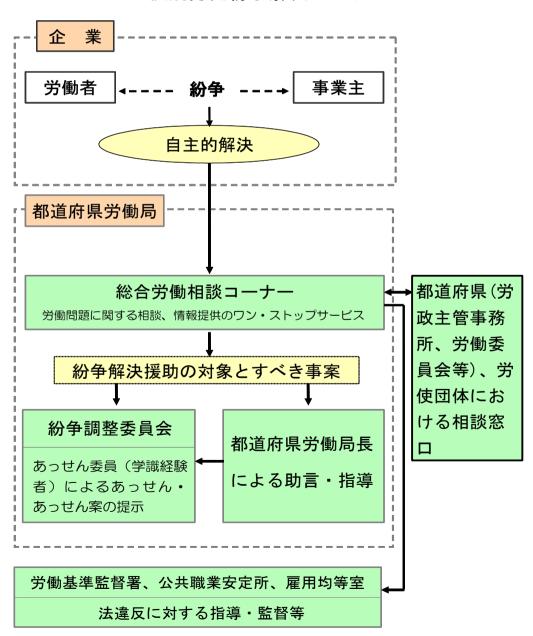
【紛争調整委員会によるあっせんとは】

都道府県ごとに、弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された紛争 調整委員会が設置されています。長野労働局においては、9名(24.3まで6名)の委員で構成されていま す。

この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確認し、紛争の解決に向けてあっせんを実施することにより紛争の円満な解決を図ろうとするものです。

紛争当事者の双方又は一方が労働局長にあっせんの実施を申請することにより、あっせん手続きが 開始されます。

個別労働紛争解決システム



平成28年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法施行状況

1 男女雇用機会均等法の施行状況

(1)相談

平成28年度に長野労働局雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に係る相談件数は300件であった。

相談内容の内訳をみると、「セクシュアルハラスメント」に関する相談が167件 と最も多く、次いで、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント」 91件、「母性健康管理」46件となっている。

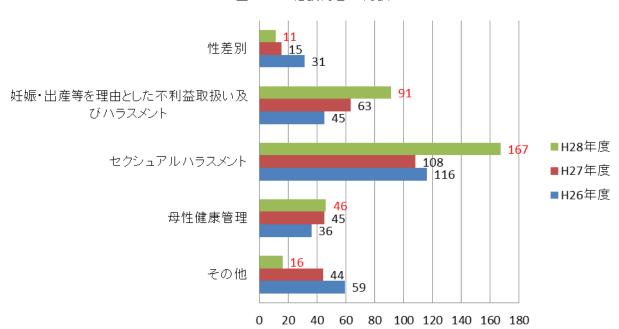


図1-1 相談内容の内訳

表1-1 相談内容の内訳			
	H26年度	H27年度	H28年度
性差別	31	15	11
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント	45	63	91
セクシュアルハラスメント	116	108	167
母性健康管理	36	45	46
その他	59	44	16

[※]相談内容の内訳件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、 それぞれの相談内容を件数として計上したもの。

[※]相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

(2) 紛争解決の援助

労働局では、労働者と事業主との間で男女均等取扱いに関する紛争が生じた場合、紛争解決のための援助を行っている。援助には、労働局長によるものと機会均等調停会議による調停がある。

① 労働局長による紛争解決の援助

平成28年度の長野労働局雇用環境・均等室における男女雇用機会均等法に基づく労働局長による紛争解決援助の実施件数は<u>6件</u>平成27年度、6件)であった。

内訳としては、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」及び「セクシュアルハラスメント」に関するものが各2件、「妊娠・出産等を理由としたハラスメント」、「母性健康管理措置の実施」に関するものが各1件となっている。

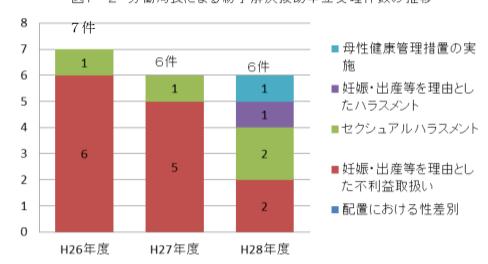


図1-2 労働局長による紛争解決援助申立受理件数の推移

表1-2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数				
	H26年度	H27年度	H28年度	
配置における性差別	0	0	0	
妊娠・出産等を理由とした不 利益取扱い	6	5	2	
セクシュアルハラスメント	1	1	2	
妊娠・出産等を理由としたハラスメント	_	_	1	
母性健康管理措置の実施	0	0	1	
計	7	6	6	

② 機会均等調停会議による調停

平成28年度の長野労働局雇用環境・均等室における男女雇用機会均等法に基づく機会均等調停会議による調停の受理件数は0件(平成27年度、2件)であった。

(3)制度是正指導

平成28年度に長野労働局雇用環境・均等室が男女雇用機会均等法第29条に基づき事業主に助言を行った件数は260件であった。

内容別では、<u>母性健康管理に関するものが135件と最も多く</u>、助言件数全体の5割以上を占めている。

表1-3 是正指導件数			
			件(%)
	H26年度	H27年度	H28年度
募集•採用	3	1	0(0.0)
配置·昇進·教育訓練·福利厚生·退職勧奨等	4	1	2(0.8)
間接差別	1	0	0(0.0)
セクシュアルハラスメント	86	107	110(42.3)
妊娠、出産等に関するハラスメント	_	_	13(5.0)
母性健康管理	29	66	135(51.9)
深夜業に従事する女性労働者 に対する措置	1	0	0(0.0)
計	124	175	260(100.0)

(4) ポジティブ・アクションの取組の促進

男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が自主的かっ積極的に行う取組(ポジティブ・アクション)を促進するために、企業の実情に応じた取組を促す助言を行っている。

平成28年度に長野労働局雇用環境・均等室が行ったポジティブ・アクション 取組に関する助言件数は168件であり、内容としては「女性の採用拡大」の取組 を促す助言が71件と最も多くなっている。

表1-4 ポジティブ・アクション			
			件
	H26年度	H27年度	H28年度
女性の採用拡大	39	47	71
女性の職域拡大	32	42	39
女性の管理職登用	48	53	54
職場環境・職場風土の改善	24	20	4
計	143	162	168

2 育児・介護休業法の施行状況

(1) 相談

平成28年度に長野労働局雇用環境・均等室に寄せられた育児・介護休業法に係る相談件数は973件であった。

相談内容の内訳をみると、<u>「育児(休業以外)」に関する相談が556件と最も多</u> く、次いで、「介護(休業以外)」513件、「育児休業」471件となっている。

また、平成29年1月1日から育児・介護休業等に関するハラスメント対策が 事業主に義務付けられたことから、それぞれのハラスメントに関する相談が多く 寄せられた。

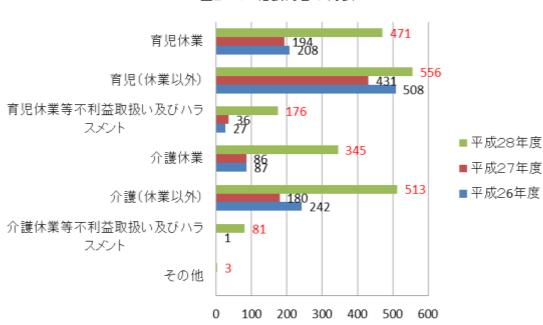


図2-1 相談内容の内訳

表2-1 相談内容の内訳			
	H26年度	H27年度	H28年度
育児休業	208	194	471
育児(休業以外)	508	431	556
育児休業等不利益取扱い 及びハラスメント	27	36	176
介護休業	87	86	345
介護(休業以外)	242	180	513
介護休業等不利益取扱い 及びハラスメント	0	1	81
その他	0	0	3

[※]相談内容の内訳件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、 それぞれの相談内容を件数として計上したもの。

[※]相談件数について、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

(2) 紛争解決の援助

労働者と事業主との間で育児・介護休業等に関する紛争が生じた場合、労働局では紛争解決のための援助を行っている。援助には、労働局長によるものと両立支援調停会議による調停がある。

① 労働局長による紛争解決の援助

平成28年度の長野労働局雇用環境・均等室における育児・介護休業法に基づく 労働局長による紛争解決援助の実施件数は7件(平成27年度、4件)であった。

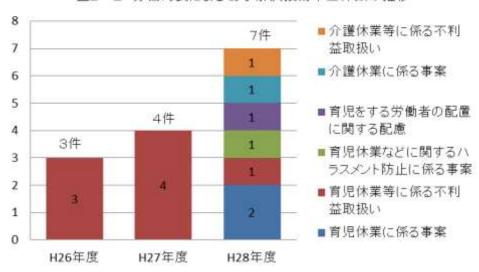


図2-2 労働局長による紛争解決援助申立件数の推移

表2-2 労働局長による紛争解決			
			(件)
	H26年度	H27年度	H28年度
育児休業に係る事案	0	0	2
育児休業等に係る不利益取扱い	3	4	1
育児休業などに関するハラスメン ト防止に係る事案	_	_	1
育児をする労働者の配置に関す る配慮	0	0	1
介護休業に係る事案	0	0	1
介護休業等に係る不利益取扱い	0	0	1
計	3	4	7

② 両立支援調停会議による調停

平成28年度の長野労働局雇用環境・均等室における育児・介護休業法に基づく両立支援調停会議による調停の申請はなかった(平成27年度、0件)。

(3)制度是正指導

平成 28 年度に長野労働局雇用環境・均等室が育児・介護休業法第 56 条に基づき、事業主に助言を行った件数は、<u>育児関係 340 件</u>、<u>介護関係 135 件</u>であった。 指導事項としては、<u>育児関係では「所定労働時間の短縮措置等(努力義務)」が最も多く、次いで「休業制度」、「子の看護休暇」、「所定労働時間の短縮措置等(義務)の順</u>となっており、<u>介護関係では「休業制度」、「介護休暇」、「所定労働時間の短縮措置等(義務)」の順</u>となっている。

表2	一3 是正指導件数			/ (0/)
		H26年度	H27年度	件(%) H28年度
	休業制度	108	82	56(16.5)
	子の看護休暇	93	69	50(14.7)
	所定外労働の制限	65	50	25(7.4)
	時間外労働の制限	72	50	33(9.7)
育児	深夜業の制限	20	12	13(3.8)
関係	所定労働時間の短縮措置等 (義務)	129	108	50(14.7)
	所定労働時間の短縮措置等 (努力義務)	77	103	106(31.2)
	休業などに関するハラスメント 防止措置		_	6 (1.8)
	休業期間等の周知	0	0	1 (0.3)
	計	564	474	340 (100.0)
	休業制度	73	49	34(25.2)
	介護休暇	70	57	33(24.4)
	所定外労働の制限		_	4(3.0)
介護	時間外労働の制限	34	20	18(13.3)
関係	深夜業の制限	22	13	13(9.6)
	所定労働時間の短縮措置等 (義務)	102	72	27(20.0)
	休業などに関するハラスメント 防止措置		_	6 (4.4)
	計	301	211	135 (100.0)
	職業家庭両立推進者	136	77	85
	合 計	1001	762	560

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」という。)が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければ ならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

- ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。
- ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が 解決されるように努めなければならないものとする。
- 二 あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

個別労働紛争解決制度の施行状況(概要)

(平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日)

総合労働相談コーナーに寄せられた相談の件数 17,644件(16,464件) 相談者の種類 労働者 10,086件 (9,472件) 使用者 4,250件 (4,113件) その他 3,308件 (2,879件) 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 6,317件(5,750件) 2 ① 相談者の種類 労働者 4,839件(4,367件) 使用者 761件(719件) その他 717件(664件) ② 労働者の就労状況 正社員 1,944 件(1,741 件) 短時間労働者 755 件(689 件) 派遣労働者 212 件(206 件) 有期雇用労働者 607件(524件) その他 68件(66件) 不明 2.731件(2.524件) ③ 紛争の内容(※内訳が複数にまたがる場合もあるため、合計が 8,090件(7,256件)となる。) 普通解雇 684 件(668) 整理解雇 111 件(73) 懲戒解雇 111 件(139) 労働条件の引下げ 667件(559) 退職勧奨 568件(560) 48件(44) 採用内定取消 出向·配置転換 209 件(235) 自己都合退職 1,205件(1,093) 287件(248) その他の労働条件 1,059件(725)募集・採用 117件(136) いじめ・嫌がらせ 1,768件(1,693) その他 958件(752) 賠償 298件(331) 労働局長による助言・指導の件数 (1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 109件(101件) ① 労働者の就労状況 短時間労働者 21件(26件) 正社員 57件(46件) 派遣労働者 9件(7件) 有期雇用労働者 18件(12件) その他 1件(6件) 不明 3件(4件) ② 紛争の内容(※内訳が複数にまたがる場合もあるため、合計が 161件(145件)となる。) 普通解雇 22件(15) 整理解雇 0件(0) 懲戒解雇 1件(0) 労働条件の引下げ 11件(12) 9件(9) 退職勧奨 採用内定取消 0件(1) 出向·配置転換 5件(9) 雇止め 10件(6) 自己都合退職 24件(17) その他の労働条件 13件(10) 募集・採用 1件(1) いじめ・嫌がらせ 24件(21) 5件(2) その他 36件(42) (2) 助言・指導の手続きを終了した件数 109件(103件) 終了の区分 助言を実施 104件(99) 指導を実施 0件(0) 取下げ 5件(4) (うち、助言実施により解決したもの51件(62) あっせんに移行したもの15件(11) その他38件(26)) 紛争調整委員会によるあっせんの件数 (1) あっせんの申請の受理を行った件数 137件(132件) ① 労働者の就労状況 短時間労働者 38件(32件) 派遣労働者 2件(7件) 正社員 69 件 (63 件) 有期雇用労働者 19件(20件) その他 5件(9件) 不明 4件(1件) ② 紛争の内容(※内訳が複数にまたがる場合もあるため、合計が 218件(218件)となる。) 0件(4) 30件(41) 8件(4) 普通解雇 整理解雇 懲戒解雇 労働条件の引下げ 15件(18) 退職勧奨 23件(25) 採用内定取消 4件(6) 雇止め 12 件(13) 出向・配置転換 1件(10) 自己都合退職 8件(12) その他の労働条件 19件(6) いじめ・嫌がらせ 67件(64) 賠償 6件(6) その他 25件(9) あっせんの手続きを終了した件数 133件(135件) (2) 終了の区分 当事者間の合意の成立 73件(58) 申請の取下げ 11件(9) 打切り 49件(68) その他 0件(0)

(注) () は平成27年4月1日~平成28年3月31日の件数である。

【助言・指導の例】

事例1: 自己都合退職

事案の概要

正社員として勤務していたが、就業規則では退職の際には1か月前に申し出することになっているところ、事業場責任者に退職する旨を申し出るも「引継ぎ社員がいないので辞めさせることはできない」などと言われ、退職が認められないため、就業規則の規定どおり退職できるよう助言を求めたもの。

助言・指導の内容

事業主に対して雇用契約の解約の申し入れに係る民法の規定を説明した上で、労使が話し合って円満に紛争解決するよう促したところ、労使双方で話し合いの結果、就業規則の規定に基づき、労使双方が納得する形で、労働者が希望する日に退職することとなった。

事例2: いじめ・嫌がらせ

事案の概要

正社員として働き始めたが、本社の管理者からプライバシーの侵害などのいじめ・嫌がらせを受け、我慢できずに退職せざるを得なくなり、退職した。事業主に対し、謝罪・説明等の助言を求めたもの。

助言・指導の内容

事業主に対していじめ・嫌がらせのない安全で快適な職場環境づくりの取組みについて説明した上で、労使が話し合って円満に紛争解決するよう促したところ、事業主が話し合いの場を設け、申請人に対し、会社の対応について謝罪・説明を行うことにより解決したもの。

【あっせんの例】

事例1: いじめ・嫌がらせ

事案の概要

正社員として入社、その直後から同僚職員からいじめ・嫌がらせ等を受けるようになり、職場の上司に相談し、対応を求めてきたが、改善されることはなく、耐え切れなくなり、およそ1年間の勤務の末退職することとなった。これに伴う経済的、精神的損害に対する金銭補償を求めたもの。

あっせんのポイント

あっせん委員から労働契約法の安全配慮義務(職場環境配慮義務)の規定等を説明しつつ、労使双方の主張を確認したところ、いじめ・嫌がらせ等の事実に関する双方の主張は食い違ったが、会社は対応の不十分さを認め、また、紛争の早期解決のため、事業主が解決金を支払うことで双方合意し、解決した。

事例2: 解雇

事案の概要

正社員として勤務していたところ、事業主から申請者の健康上の問題等を理由に解雇を通告されたが、主治医からの証明にもあるとおり勤務への支障はなく、解雇は不当であり、不当な解雇を受けたことで被った経済的、精神的損害に対する金銭的補償を求めたもの。

あっせんのポイント

あっせん委員が双方の主張を確認しつつ、労働契約法の「客観的に合理的な理由を 欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は無効である」との規定を説明した上 で、労使双方の納得いく解決策の検討を促したところ、紛争の長期化を回避するため、 事業主が解決金を支払うことで双方合意し、解決した。

紛争解決の援助事例

労働局では、労働者と事業主との間に、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等に関しトラブルが生じた場合、紛争の早期かつ円満な解決に向けた援助を行っています。

長野労働局雇用環境・均等室が扱った紛争解決の事例を紹介します。

〇長野労働局長による紛争解決援助事例

〈妊娠していることを理由としてシフトを減らされた上、 退職勧奨されたとする事例〉

●女性労働者からの申立内容

パートとして1年以上継続勤務しているが、会社に妊娠していることを報告したところ、勤務日数及び時間を減らされた上、退職を強要された。

産前産後休業及び育児休業を取得し、継続勤務をしたい。また、休業に入るまでの勤務について、元の勤務日数に戻してほしい。

●事業主からの事情聴取

勤務日数及び時間を減らしたのは申立者の体調を気遣ったためであり、勤務中に何かあっても会社としては責任を取れないことから、退職を勧めたものである。

〇雇用環境・均等室の援助内容

妊娠等を理由とする退職の強要等は不利益取扱いに当たることを説明の上、女性労働者の雇用を継続し、産前産後休業等を取得させるよう助言を行った。また、申出があった場合に母性健康管理措置を講ずることは事業主の義務であり、医師から指導事項があった場合には適切に対応しなければならないことを説明した上で、そのような指導もない状況においては、従前どおりの勤務日数とするよう併せて助言した。

〇結果

事業主は、勤務日数を元に戻すとともに、申立者を継続勤務させることとした。その結果、申立者は産前産後休業及び育児休業を取得できることとなった。